

令和8年9月25日

令和8年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和8年9月18日付託分)

政 策 局

目 次

ページ

1	令和8年第3回神奈川県議会定例会（9月7日・9月18日提案分）提出議案件数調……………	1
	（1） 予算……………	1
	（2） 条例その他……………	1
2	令和8年度9月補正予算会計別集計表……………	1
	（1） 令和8年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書……………	2
	（2） 令和8年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書……………	2
3	令和8年度一般会計9月補正予算地方債について……………	3
4	令和8年度一般会計9月補正予算歳出の事業【政策局関係】……………	5
5	神奈川県地域未来基金条例の概要……………	6
6	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法 人等を定める条例の一部を改正する条例の概要……………	8
7	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の概要……………	9

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 政策局

1 令和8年第3回神奈川県議会定例会（9月7日・9月18日提案分）提出 議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	—
企 業 会 計	1
合 計	2

(2) 条例その他

区 分	件 数		
	その1	その2	計
条 例 の 制 定	1	—	1
条 例 の 廃 止	1	—	1
条 例 の 改 正	4	—	4
工 事 請 負 契 約 等 の 締 結	4	—	4
動 産 の 取 得	1	—	1
決 算 の 認 定 (公営企業及び流域下水道事業決算)	1	—	1
決 算 の 認 定 (一般会計及び特別会計決算)	—	1	1
そ の 他	3	—	3
合 計	15	1	16

2 令和8年度9月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,381,348,774	18,266,070	2,399,614,844
特 別 会 計	2,327,731,294	—	2,327,731,294
企 業 会 計	171,032,327	13,200	171,045,527
合 計	4,880,112,395	18,279,270	4,898,391,665

(参考) 前年度(令和7年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	9月補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,230,364,117	4,209,418	2,234,573,535
特 別 会 計	2,283,395,334	714,398	2,284,109,732
企 業 会 計	164,513,842	—	164,513,842
合 計	4,678,273,293	4,923,816	4,683,197,109

(1) 令和8年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考
		国 庫 支出金	分担金 及び 負担金	使用料 及び 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	繰 入 金	諸収入	県 債	一 般 財 源	
政 策 局	19,402,013				227,261					19,174,752	
総 務 局	△ 2,374,000	△ 37,369						△ 418,256	△ 1,439,000	△ 479,375	
福祉子ども みらい局	44,591									44,591	
健康医療局	44,756	11,051								33,705	
産業労働局	1,134,410									1,134,410	
県土整備局	14,300									14,300	
合 計	18,266,070	△ 26,318			227,261			△ 418,256	△ 1,439,000	19,922,383	地方交付税 19,174,752 繰越金 747,631

(2) 令和8年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書

(単位 千円)

(企業会計)	予 算 額	財 源 内 訳			付 記	備 考
		事 業 収 入	資 金 収 入	留 保 資金等		
水道事業会計	—				損益勘定	
	13,200			13,200	資本勘定	
合 計	13,200			13,200		

3 令和8年度一般会計9月補正予算地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 普通債	千円 [1,019,463,647] 1,389,673,059	千円 (20,053,000) [986,863,992] 1,349,727,602	補正前の額 補 正 額 計	千円 91,845,000 △1,439,000 90,406,000	千円 [91,898,983] 119,711,757 [91,898,983] 119,711,757	千円 [1,005,424,009] 1,340,474,845
(1) 民生	[26,773,991] 33,733,563	[24,310,309] 31,113,668	補正前の額 補 正 額 計	628,000 - 628,000	[2,148,494] 1,874,787 [2,148,494] 1,874,787	[22,789,815] 29,866,881
(2) 衛生	[15,096,958] 19,065,556	(22,000) [13,812,240] 18,111,607	補正前の額 補 正 額 計	1,056,000 - 1,056,000	[1,355,027] 1,001,615 [1,355,027] 1,001,615	[13,535,213] 18,187,992
(3) 労働	[4,360,607] 6,137,455	[4,029,021] 5,093,265	補正前の額 補 正 額 計	6,000 - 6,000	[279,382] 232,190 [279,382] 232,190	[3,755,639] 4,867,075
(4) 農林水産	[49,395,167] 67,372,909	(1,240,000) [44,769,313] 58,881,561	補正前の額 補 正 額 計	3,095,000 - 3,095,000	[4,512,911] 5,031,051 [4,512,911] 5,031,051	[44,591,402] 58,185,510
(5) 土木	[638,442,012] 908,278,371	(14,993,000) [615,080,263] 879,032,325	補正前の額 補 正 額 計	54,574,000 - 54,574,000	[62,243,519] 90,686,824 [62,243,519] 90,686,824	[622,403,744] 857,912,501
(6) 警察	[53,242,750] 65,986,384	(271,000) [53,683,847] 66,214,913	補正前の額 補 正 額 計	8,932,000 - 8,932,000	[3,978,497] 2,841,490 [3,978,497] 2,841,490	[58,908,350] 72,576,423
(7) 教育	[161,202,461] 193,636,559	(2,188,000) [162,595,208] 199,139,270	補正前の額 補 正 額 計	11,814,000 - 11,814,000	[10,668,656] 8,235,240 [10,668,656] 8,235,240	[165,928,552] 204,906,030
(8) その他	[70,949,701] 95,462,262	(1,339,000) [68,583,791] 92,140,993	補正前の額 補 正 額 計	11,740,000 △1,439,000 10,301,000	[6,712,497] 9,808,560 [6,712,497] 9,808,560	[73,511,294] 93,972,433
2 災害復旧債	[5,091,777] 5,602,761	(7,000) [4,797,634] 5,428,500	補正前の額 補 正 額 計	583,000 - 583,000	[418,895] 182,999 [418,895] 182,999	[4,968,739] 5,835,501
(1) 総務	[2,640] 3,000	[2,460] 3,000	補正前の額 補 正 額 計	- - -	[180] - [180] -	[2,280] 3,000
(2) 農林水産	[1,304,003] 1,494,257	[1,198,865] 1,315,000	補正前の額 補 正 額 計	234,000 - 234,000	[102,502] 59,500 [102,502] 59,500	[1,330,363] 1,489,500
(3) 土木	[3,785,134] 4,105,504	(7,000) [3,596,309] 4,110,500	補正前の額 補 正 額 計	349,000 - 349,000	[316,213] 123,499 [316,213] 123,499	[3,636,096] 4,343,001

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
3 その他	千円 [1,801,082,507] 2,338,915,118	千円 [1,643,113,812] 2,201,019,309	補正前の額	千円 -	千円 [153,419,398] 141,752,244	千円 [1,489,694,414] 2,059,267,065
			補 正 額	-	-	
			計	-	[153,419,398] 141,752,244	
	[41,060,386] 86,472,980	[33,635,790] 76,833,565	補正前の額	-	[6,455,335] 15,360,750	[27,180,455] 61,472,815
			補 正 額	-	-	
			計	-	[6,455,335] 15,360,750	
	[5,242,575] 18,395,000	[3,219,125] 18,395,000	補正前の額	-	[2,023,450] -	[1,195,675] 18,395,000
			補 正 額	-	-	
			計	-	[2,023,450] -	
	[97,164,696] 104,227,655	[88,732,373] 95,594,433	補正前の額	-	[7,997,973] 5,833,223	[80,734,400] 89,761,210
			補 正 額	-	-	
			計	-	[7,997,973] 5,833,223	
	[1,650,189,082] 2,122,117,715	[1,510,593,691] 2,002,999,478	補正前の額	-	[136,480,282] 120,246,153	[1,374,113,409] 1,882,753,325
			補 正 額	-	-	
			計	-	[136,480,282] 120,246,153	
	32,280	25,525	補正前の額	-	5,938	19,587
			補 正 額	-	-	
			計	-	5,938	
	[7,393,488] 7,669,488	[6,907,308] 7,171,308	補正前の額	-	[456,420] 306,180	[6,450,888] 6,865,128
			補 正 額	-	-	
			計	-	[456,420] 306,180	
合 計	[2,825,637,931] 3,734,190,938	(20,060,000) [2,634,775,438] 3,556,175,411	補正前の額	92,428,000	[245,737,276] 261,647,000	[2,500,087,162] 3,405,577,411
			補 正 額	△1,439,000	-	
			計	90,989,000	[245,737,276] 261,647,000	

備考 1 () 内の金額は外書きで、次年度への繰越額を示す。

2 [] は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

4 令和8年度一般会計9月補正予算歳出の事業【政策局関係】

2 款 総務費 1 項 政策費

⑨・ 地域未来基金積立金 19,402,013千円

産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進する事業の財源とするため、基金への積み立てを行う。

5 神奈川県地域未来基金条例の概要

(1) 制定の趣旨

神奈川県地域未来基金の設置、管理及び処分に関し、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 趣旨（第1条）

地方自治法の規定に基づき、神奈川県地域未来基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

イ 設置（第2条）

地方交付税法等の一部を改正する法律の規定により地域未来基金費が地方交付税法の規定による基準財政需要額へ算入することとされたことを踏まえ、重点的に育成すべき産業分野を特定し、その育成を図るための事業及び地域経済を支える地場産業の成長を促すための事業に必要な経費を積み立てるため、神奈川県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

ウ 積立額（第3条）

基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

エ 運用（第4条）

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

オ 繰替運用（第5条）

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

カ 運用益金の処理（第6条）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

キ 処分（第7条）

基金は、上記イの事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

ク 委任（第8条）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知

事が定める。

- (3) 施行期日
公布の日

6 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新等するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち、2法人について、控除対象期間を更新するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和8年11月1日。ただし、控除対象期間の更新以外については、公布の日。

7 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

住民基本台帳ネットワークの本人確認情報等を提供する事務を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

神奈川県公安委員会による道路交通法第75条の2第2項の規定に基づく車両使用制限命令に関する事務を追加する。（別表第3の3の項関係）

(3) 施行期日

令和9年1月1日